

国土交通省における一人親方対策について

これまでの説明、
請負契約の一人親方には関係ない
と思っていませんか？

一人親方と社員の違いをご存じですか？

	一人親方	社員
仕事の進め方	自分の判断で行う	会社の具体的な指示に従う
報酬の受け取り方	工事を完成させたら受け取る	給与として毎月受け取る
働く時間・休日	自分の判断で決める	会社の就業規則などで決まっている
資機材	自分で用意したものを使用	会社から支給されたものを使用
工事の完成責任	一人親方の責任	会社の責任
労災保険	自己負担	会社が負担
社会保険	国民健康保険・国民年金に加入 保険料は全額自己負担	協会けんぽ・厚生年金に加入 保険料は会社が半額負担



事業者の皆さん！
契約する一人親方の働き方が、右側（社員）のようになっていませんか？

一人親方が社員と同じような働き方をしている場合、建設企業は一人親方と雇用契約を締結し、社会保険の加入手続きをとる必要があります。

※過去には一人親方の労働者性が認められた裁判例もあります。

契約が雇用契約か請負契約であるかに関わらず、働き方の実態を確認して、適切な契約を結ぶことが重要です。

適正な働き方の実現のために元請企業がとるべき行動

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における元請企業の役割

元請企業は請け負った工事におけるすべての下請企業へ、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、雇用労働条件の改善、福祉の充実について、指導・助言、その他援助を行うことが期待される。

※元請企業からすべての下請企業に直接指導することが求められるわけではなく、直接の契約関係にある下請企業に指示し、元請企業が統括するという方法でも可能です。

① 下請企業の社会保険加入の確認・指導

- ・ 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行いましょう。
←確認には建設キャリアアップシステム（CCUS）の登録情報を活用することを原則としています。

② 現場に入場する作業員について社会保険加入の確認・指導



- ・ 新規入場者の受け入れの際は、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導しましょう。
- ・ 情報の真正性が確保されているCCUSの登録情報を活用し、CCUSの登録画面等で社会保険加入状況の確認を行うことを原則としています。
- ・ 書面にて保険加入状況の確認をする場合、社会保険の標準報酬決定通知書等のコピーを提示させ真正性の確保に取り組みましょう。
- ・ 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に加入していない作業員がいる場合、下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切かどうかを確認し、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認しましょう。

適正な働き方の実現のために元請企業がとるべき行動

元請企業に求められる確認事項

作業員名簿の社会保険の欄が以下のようにになっている技能者がいる場合、下請企業に下記の事項を確認しましょう。



元請企業

確認！



技能者

<作業員名簿の社会保険欄の記載>

雇用保険	健康保険	年金
適用除外	国民健康保険	国民年金

【確認事項】

- 社員や短時間労働者の場合
➡適切な社会保険を右の図で確認し、下請企業等に対して社会保険の加入指導を行いましょう。
- 一人親方の場合
➡当該下請企業に対し、再下請負通知書・請負契約書の提出を依頼し、契約内容が適切か確認しましょう。
➡**次のア～ウに当てはまる一人親方に対しては、雇用契約の締結を促しましょう。**
 - ア 年齢が10代の技能者**
 - イ 経験年数が3年未満の技能者**
 - ウ 働き方自己診断チェックリストのBに多く当てはまる技能者**

所属する事業所		就労形態	雇用保険	医療保険（いずれか加入）	年 金
事業所の形態	常用労働者の数				
法人	1人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）	厚生年金
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）	厚生年金
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）	厚生年金
	1人～4人	常用労働者	雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金

図. 適切な保険確認表

適正な働き方の実現のために一人親方と契約する建設企業がとるべき行動

国土交通省では「**社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン**」を策定し、建設業の社会保険加入について元請企業、下請企業がそれぞれ追うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針としています。

「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」における下請企業の役割

① 雇用する労働者を適切に社会保険に加入させましょう。

・労働者である社員と請負関係にある一人親方の二者を明確に区別し、労働者である社員については社会保険加入手続きを適切に行う。

・一人親方との関係については働き方自己診断チェックリストを活用し、従来の慣行が適正かどうか見直す。

←働き方自己診断チェックリストは一人親方だけが活用するものではありません。一人親方と契約する企業でも、チェックリストを活用し、一人親方の働き方を確認してください。

一人親方の働き方の実態が「労働者」と同様であるにもかかわらず、労働関係法令の規制を逃れる目的で一人親方として請負契約を結ぶことはいわゆる偽装請負に該当する可能性があります。



社会保険の加入に関する
下請指導ガイドラインHP

② 元請企業が行う指導に協力しましょう。

・建設現場で元請企業が行う指導が携わるすべての下請企業に行き渡るよう、協力する。

・元請企業が実施する、適切な保険に加入していることが確認できない作業員の現場入場を認めないとする措置に協力する。



適正な働き方の実現のために一人親方がとるべき行動

働き方の自己診断チェックリスト

現在のあなたの働き方について、該当する方の□に✓印を入れてください。

Point 1 依頼に対する諾否

仕事先から仕事を頼まれたら、
断る自由はありますか？

A ☐ 自分に断る自由がある

B ☐ 自分に断る自由はない

Point 2 指揮監督

日々の仕事の内容や方法はどのように
決めていますか？

A ☐ 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に
自分の裁量で決定する

B ☐ 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の
具体的な指示を受けて働く

Point 3 拘束性

仕事先から仕事の就業時間
(始業・終業)を決められていますか？

A ☐ 基本的には自分で決められる

B ☐ 会社などから具体的に決められている

Point 4 代替性

あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を
代わりの人に行わせることはできますか？

A ☐ 代役を立てることも認められている

B ☐ 代役を立てることは認められていない

Point 5 報酬の労務対償性

あなたの報酬(工事代金又は賃金)は
どのように決められていますか？

A ☐ 工事の出来高見合い

B ☐ 日や時間あたりいくらで決まっている

Point 6 資機材等の負担

仕事で使う材料又は機械・器具等は
誰が用意していますか？

A ☐ 自分で用意している

B ☐ 会社が用意している

Point 7 報酬の額

同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、
報酬の額はどうですか？

A ☐ 正規従業員よりも高額である

B ☐ 正規従業員と同程度か、
経費負担を引くと同程度よりも低くなる

Point 8 専属性

他社の業務に従事することは可能ですか？

A ☐ 自由に他社の業務に従事できる

B ☐ 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社
の仕事だけに長期にわたって従事している

働き方自己診断チェックリスト

①働き方自己診断チェックリストで自分の働き方を確認 しましょう

Bに多く当てはまる場合は、実態として「労働者」に該当する
可能性があるため、雇用契約の締結を検討しましょう。

②契約の手続、内容を見直しましょう

- ・工事着工前に見積書を取り交わしていますか。
- ・報酬をしっかりと請求できるように書面で契約していますか。

【次のような内容は雇用契約であると判断される可能性があります】

○報酬が労働時間・日数によって変動する。

←請負契約の一人親方は工事の完成に対して報酬を受け取ります。

○契約金額に労災保険特別加入の費用や支給されない資機材の必要
経費などが反映されず、雇用されている同種の技能者と同額程度
の報酬になっている。

**労働者（社員）と同じ働き方になっており、労働基準関
係法令違反が疑われる場合にはお近くの労働基準監督署
にご相談ください。**



一人親方リーフレット

(働き方自己診断チェックリスト付き)

その他問い合わせ先

あいまいな契約や報酬の未払い等のトラブル

➡フリーランストラブル110番

0120-532-110

建設業法違反に関する通報

➡駆け込みホットライン

0570-018-241

契約の手続、内容について見直しましょう

建設工事の完成を目的とした工事を請け負う場合、

- ・ 工事着工前に見積書を取り交わしましょう
- ・ 報酬をしっかりと請求できるように書面で契約しましょう

注意

建設業法令やフリーランス・事業者間取引適正化等法違反のおそれのある事例

書面契約していない/取引条件を明示していない

報酬の減額



〇〇の現場に入ってくれ。
契約書は後でね。



請負代金から銀行口座への振込手数料が
差し引かれた

差し引く理由が不明な費用を請負代金から
差し引かれた

注意

以下のような請負契約は見直しましょう

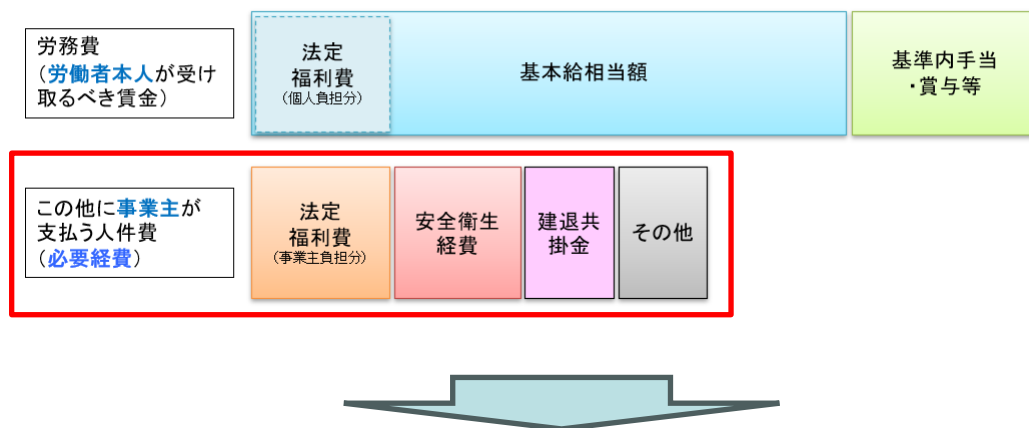
- ・ 報酬が労働時間・日数によって変動する
- ・ 契約金額に労災保険特別加入の費用や支給されていない資機材等の必要経費等が実質的に反映されず、雇用されている同種の技能者と同額程度の報酬となっている

- ✓技能労働者の処遇改善のため、注文者から技能者を雇う下請業者に対し、賃金原資である労務費に加え、法定福利費、安全衛生経費等の必要経費が適正に支払われる必要。
- ✓第三次・担い手三法の改正による、技能者の処遇改善のための新たなルール導入も踏まえ、契約当事者間において適正な見積りを取り交わす契約慣行を広く定着させるため、官民一体となった取組加速化が必要。

技能者の処遇改善に必要な下請代金の確保

- 建設業法における「通常必要と認められる原価」として、**労務費・材料費等に加え、法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金その他の労働者の雇用に伴う必要経費等が想定。**

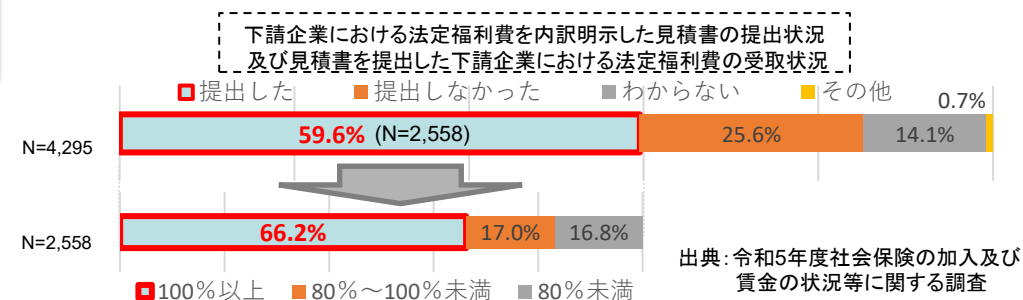
※イメージ図



- 今後、適正施工に必要な労務費・必要経費の内訳等を記載した見積書の作成が努力義務化
- 併せて、著しく低い労務費や必要経費による見積り・見積り変更依頼を禁止

適正な見積書を取り交わす契約慣行の必要性

- これまで、**労務費及び法定福利費、安全衛生経費を含む適正な見積り**について、元請・下請・民間発注者に対して取組を要請。
- 現在、法定福利費を内訳明示した見積書を提出している下請業者は59.6%。そのうち66.2%は内訳明示した額を受け取り。



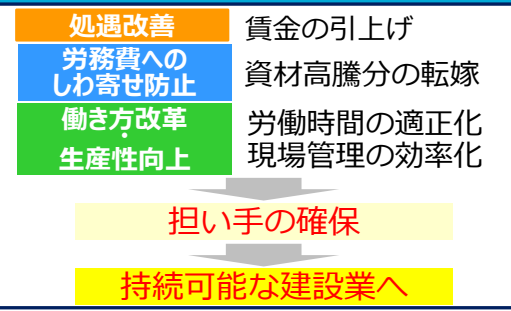
- 労務費・必要経費の行き渡りには適切な見積りが不可欠だが、まだ不十分。
- 法の施行に向け、適切な見積書を取り交わす契約慣行の定着に向け、官民一体となって取組を加速化させる必要。

(2)建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

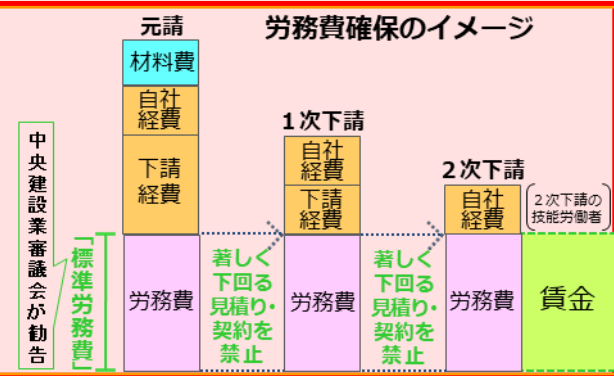
- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 417万円/年 (▲15.6%) 2,022時間/年 (+3.5%)
全産業 494万円/年 1,954時間/年
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和4年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和4年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R4] 479万人(7.1%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、
処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 標準労務費の勧告
・中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

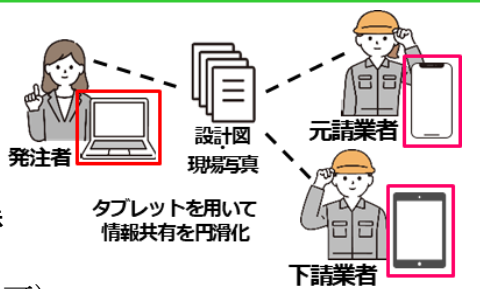
- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報、受注者から注文者に提供しよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)
➡ 特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※ 多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



「工期に関する基準」改正の概要（令和6年3月）

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 自然要因 | (6) 関係者との調整 |
| (2) 休日・法定外労働時間 | (7) 行政への申請 |
| (3) イベント | (8) 労働・安全衛生 |
| (4) 制約条件 | (9) 工期変更 |
| (5) 契約方式 | (10) その他 |

・自然要因(猛暑日)における不稼働を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について (優良事例集)

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

「法定福利費を内訳明示した見積書」について

法定福利費とは：法令に基づき企業が義務的に負担しなければならない社会保険料

※健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料（労災保険は元請一括加入）

⇒ 労働者を直接雇用する専門工事業者は、労働者を適切な保険に加入させるために必要な法定福利費を確保する必要

法定福利費を内訳明示した見積書

下請企業が元請企業（直近上位の注文者）に対して提出する見積書について、法定福利費を内訳として明示したもの

「法定福利費を内訳明示した見積書」作成手順

〔基本的な法定福利費算出方法〕

= 労務費総額 × 法定保険料率

〔その他の法定福利費算出方法〕

= 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合

= 工事数量 × 数量あたりの平均的な法定福利費の割合

（見積書の活用イメージ）

元請企業

法定福利費の内訳明示
を見積条件に記載

標準見積書の活用
法定福利費内訳明示

法定福利費を
請負金額に反映

下請企業

必要な保険への加入

技能労働者

標準見積書： 社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成（国土交通省HPIにも掲載）
下請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始
（第3回社会保険未加入対策推進協議会（H25.9.26）において申し合わせ）

御見積書（例）

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××
○○ 株式会社

見積金額 L (消費税込)

（内訳）

項目	数量	歩掛	単価	金額
〇〇〇工事				
材料費				A
労務費				B
経費（法定福利費を除く）				C
小計				D=A+B+C

法定福利費

法定福利費事業主負担額	対象金額	料率	金額
雇用保険料	B	p	E=...B×p
健康保険料	B	q	F=...B×q
介護保険料	B	r	G=...B×r
厚生年金保険料 （子ども・子育て拠出金含む）	B	s	H=...B×s
合計	B	t	I=...B×t

I

小計 J=D+I

消費税等 K=J×8%

合計 L=J+K

労災保険の注意点を確認しましょう

一人親方に工事を発注している事業者の皆様へ

一人親方との契約が「雇用契約」ではなくても、働き方が労働者と同様と判断された場合には、その方は労働者として取り扱われ、元請事業場の労災保険の適用を受けることとなります。

※労働者かどうかの判断がご不明な場合は、お近くの労働基準監督署へご相談ください

注意点

労災保険は、建設事業においては、建設工事全体を一の事業として取り扱います。

元請事業主が下請負人に請け負わせた部分も含めて労災保険の成立手続きを行う必要があり、行わなかった場合、追徴金や、保険給付に要した費用の全部又は一部の徴収が行われる可能性があります。

一人親方の皆様へ、労災保険の特別加入をしましょう

万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。また、所得水準に見合った補償を受けられるよう、適正な給付基礎日額で申請しましょう。

注意点

発注元との契約の形式が請負等（「雇用契約」ではない）の場合でも、実態として労働者と同様の働き方をするときには、一人親方として扱われません。

※働き方の実態が「労働者」と同様であるのに一人親方として扱われており、労働基準関係法令違反が疑われる場合や、労災保険の適用等に疑問がある場合は、お近くの労働基準監督署へご相談ください



特別加入のしおりはこちらから（<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>）

一人親方にとって働きがいのある環境整備のために

建設業退職金共済制度に加入しましょう。

建設業退職金共済（建退共）制度は、現場を転々とする人が多い一人親方でも、働いた日数分の掛金が通算される退職金制度です。将来への期待と老後への安心感が増し、仕事へのモチベーションにつながります。※一人親方の加入には任意組合の利用が必要

○建退共の掛金は工事の必要経費として元請企業、下請企業において確保することになっています。

建退共の掛金は工事にかかる「通常必要と認められる原価」です。

→元請企業は建退共の掛金を適切に見込んだ工事の見積を行います。



建設キャリアアップシステム（CCUS）に登録しましょう。

CCUSは技能者の技能と、経験を蓄積し、見える化する仕組みです。このシステムを活用し、技能者一人ひとりの技能・経験を客観的に評価し、4段階のレベルに分ける能力評価を行います。

【CCUSに登録するメリット】

○能力・経験の見える化でモチベーションアップ！

○経験や技能に応じた処遇でやりがいアップ！



入退場時にカードタッチ！

➡ **令和7年度中に、CCUSからワンタッチで建退共の就労実績登録を可能**
とすることで、元請・下請における建退共事務を簡素化

CCUS登録のメリット

①能力の見える化でモチベーションアップ！

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金

技能者情報等の事前登録



【事業者情報】

- ・商号
- ・所在地
- ・建設業許可情報 等

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入等



技能者にカードを交付

現場の登録と技能者のカードタッチ

元請が工事を登録し、現場にカードリーダーを設置



【現場情報】

- ・現場名、工事の内容
- ・下請の施工体制
- ・下請の技能者の配置状況 等

技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



技能レベルのステップアップ



現場管理での活用

社会保険加入の確認や施工体制台帳とのデータ連携 など

- カードに蓄積した技能者の資格と経験をもとに能力評価を受けることができます。
- 能力評価でレベルが上がると、技能に応じた処遇が受けられるようになります。

【技能者の能力評価】能力評価制度の概要

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験をもとに、能力評価を実施。
- 能力評価実施団体が策定した能力評価基準(国土交通大臣が認定した42分野)に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体において実施。

(令和6年7月末現在 レベル1※: 138.1万人 レベル2: 2.6万人 レベル3: 2.5万人 レベル4: 5.5万人)

※レベル判定を受けていない技能者

建設キャリアアップシステムに 技能者の資格と経験を蓄積

<現場での能力・経験の蓄積>



技能者情報のイメージ

ID	123456789012		
氏名	建設 太郎		
生年月日	S55 1980/07/28		
保有資格	登録基幹技能者 型枠	2016.06.20	
技能講習	玉掛け	2008.05.21	
特別教育	ロープ高所作業	2005.11.09	
社会保険加入状況	退職金共済		
健保	☐ 協会健保	☒ 建退共	☐
年金	☐ 厚生年金	☐	☐
雇用	☐	☐	☐

- ◎ 経験 (就業日数)
- ◎ 知識・技能 (保有資格)
- ◎ マネジメント能力 (登録基幹技能者講習・職長経験)



技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行



初級技能者 (見習い) 中堅技能者 (一人前の技能者) 職長として現場に従事できる技能者 高度なマネジメント能力を有する技能者 (登録基幹技能者等)

呼 称		① 鉄筋技能者	② 型枠技能者	③ 機械土工技能者	④ 左官技能者
能力評価実施団体		(公社) 全国鉄筋工事業協会	(一社) 日本型枠工事業協会	(一社) 日本機械土工協会	(一社) 日本左官業組合連合会
レベル 4	就業日数	1 0 年 (2150日)	1 0 年 (2150日)	1 0 年 (2150日)	1 0 年 (2150日)
	保有資格	●登録鉄筋基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ●卓越した技能者 (現代の名工) ・レベル2、3の基準に示す保有資格	●登録型枠施工基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター) ・レベル2、3の基準に示す保有資格	●登録機械土工基幹技能者 ●1 級建設機械施工技士 ●1 級土木施工管理技士 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター)	●登録左官基幹技能者 ●1 級建築施工管理技士 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 (建設マスター) ●安全優良職長厚生労働大臣顕彰 ●卓越した技能者 (現代の名工) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長)	職長として 3 年 (645日)	職長として 3 年 (645日)	職長として 3 年 (645日)	職長として 3 年 (645日)
レベル 3	就業日数	7 年 (1505日)	7 年 (1505日)	7 年 (1505日)	5 年 (1075日)
	保有資格	・1 級鉄筋施工技能士 (組立て、または施工図) ・レベル2の基準に示す保有資格	・型枠施工 1 級技能士 ・型枠支保工の組立て作業主任者技能講習 ・足場の組立て等作業従事者特別教育又は足場の組立て等作業主任者技能講習 ・職長・安全衛生責任者教育又は職長教育 ・レベル2の基準に示す保有資格	●車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転業務従事者安全衛生教育 ●ローラー運転業務従事者安全衛生教育 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 (建設ジュニアマスター)	●1 級左官技能士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数 (職長+班長)	職長又は班長として 3 年 (645日)	職長又は班長として 1 年 (215日)	職長又は班長として 1 年 (215日)	職長又は班長として 1 年 (215日)
レベル 2	就業日数	3 年 (645日)	3 年 (645日)	2 年 (430日)	3 年 (645日)
	保有資格	・玉掛け技能講習	・玉掛け技能講習 ・丸のご等取扱作業安全衛生教育	●車両系建設機械 (整地・運搬・積込み用及び掘削用) 運転技能講習 ●ローラーの運転の業務に係る特別教育	●2 級左官技能士 ●研削といしの取替え等の業務特別教育及び足場の組立て作業従事者特別教育
レベル 1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者			

技能者の能力評価は、国土交通大臣が認定した42分野の能力評価基準に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体により実施

電気工事 (一社)日本電設工業協会	橋梁 (一社)日本橋梁建設協会	造園 (一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会	コンクリート圧送 (一社)全国コンクリート 圧送事業団体連合会	防水施工 (一社)全国防水工事業協会
トンネル (一社)日本トンネル 専門工事業協会	建設塗装 (一社)日本塗装工業会	左官 (一社)日本左官業組合連合会	機械土工 (一社)日本機械土工協会	海上起重 (一社)日本海上起重技術協会
プレストレストコンクリート (一社)プレストレスト・ コンクリート工事業協会	鉄筋 (公社)全国鉄筋工事業協会	圧接 全国圧接業協同組合連合会	型枠 (一社)日本型枠工事業協会	配管 (一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
とび (一社)日本建設躯体 工事業団体連合会 (一社)日本鳶工業連合会	切断穿孔 ダイヤモンド工事業協同組合	内装仕上 (一社)全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業 協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	サッシ・カーテンウォール (一社)日本サッシ協会 (一社)建築開口部協会	エクステリア (公社)日本エクステリア建設業協会
建築板金 (一社)日本建築板金協会	外壁仕上 日本外壁仕上業協同組合連合会	ダクト (一社)全国ダクト工業団体連合会 (一社)日本空調衛生工事業協会	保温保冷 (一社)日本保温保冷工業協会	グラウト (一社)日本グラウト協会
冷凍空調 (一社)日本冷凍空調 設備工業連合会	運動施設 (一社)日本運動施設建設業協会	基礎ぐい工事 (一社)全国基礎工事業団体連合会 (一社)日本基礎建設協会	タイル張り (一社)日本タイル煉瓦工事工業会	道路標識・路面標示 (一社)全国道路標識標示業協会
消防施設 (一社)消防施設工事協会	建築大工 全国建設労働組合総連合 (一社)JBN・全国工務店協会 (一社)全国住宅産業地域活性化協議会 (一社)日本ログハウス協会 (一社)プレハブ建築協会	硝子工事 全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	ALC (一社)ALC協会	土工 (一社)日本機械土工協会
ウレタン断熱 (一社)日本ウレタン断熱協会	発破・破砕 (一社)日本発破・破砕協会	建築測量 (一社)全国建築測量協会	圧入 (一社)全国圧入協会	さく井 (一社)全国さく井協会
解体 (公社)全国解体工事業団体連合会	計装工事 (一社)日本計装工事業会			

1. レベルに応じた手当支給

①谷脇組（北海道）

自社の技能者を対象に、**CCUSレベルに応じた「キャリアアップ手当」**を導入。

(月額)	
レベル	キャリアアップ手当
4(金)	20,000円
3(銀)	15,000円
2(青)	10,000円
1(白)	5,000円

②大和ハウス工業（大阪）

協力会社の技能者を対象に、**CCUSレベルと独自の能力評価制度を組み合わせた手当を支給**する「技能者キャリアアップ制度」を導入。

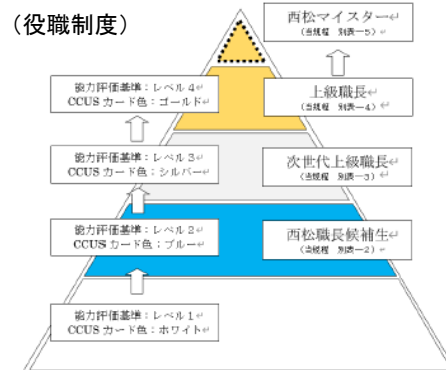
CCUS レベル	①技能者キャリアアップ制度 (事業所負担)	②優秀技能者認定制度 (事業所負担)	①に該当し②に認定 された場合(最大)
レベル4(ゴールド) (マネジメントレベル)	200円/日	1,800円/日	2,000円/日
レベル3(シルバー) (職長レベル)	100円/日	900円/日	1,000円/日
レベル2(ブルー) (中堅技能者)	50円/日	450円/日	500円/日
レベル1(ホワイト) (見習い)	0円/日	0円/日	0円/日

【その他実施している企業】
新谷建設 村本建設 等

2. 独自の評価・手当制度の要件等として活用

○西松建設（東京）

協力会社の技能者を対象に、**CCUSレベルを考慮し認定される優良技能者制度**を導入。
認定された役職に応じ、**CCUSの就労履歴の日数に基づき算出される手当**を支給。



※役職認定には、CCUSレベルのほか、資格や表彰実績等も考慮。

【その他実施している企業】

竹中工務店、浅沼組、大林組、大林道路、奥村組、熊谷組、佐藤工業、大成建設、大成ロテック、大日本土木、東亜建設工業、戸田建設、飛鳥建設、中山組、日本国土開発、橋本店、長谷工コーポレーション、フジタ、富士ピー・エス、馬淵建設 等

3. 昇給・昇格の要件として活用

(昇格基準)

○フクザワコーポレーション（長野）

自社の技能者の**昇格基準として、CCUSレベルを設定**。

CCUS	階層	役職	職務基準
4	管理	部長	経営者補佐し業務遂行、会社全体の方針・政策立案 等
		担当部長	全工事の施工要領を把握し合理的に工事を遂行 等
		課長	大型工事等の現場管理や工法等の提案が優れている 等
3	中堅	担当課長	施工管理者と大型工事等の現場管理等を協議できる 等
		係長	上司を補佐し、作業班への指示・指導業務を遂行 等
		担当係長	適切な判断、アクシデントへの対応、改善・提案能力 等
2	一般	主任	条件に基づいて作業班へ作業指示 等
		担当主任	加工手順や加工場所を作業班に指示 等
		職長	数名の作業班を率いて、職務遂行 等
1		3年目	指示された仕事を作業手順に基づき実施 等
		2年目	指導を受けながら職務を遂行 等
		1年目	特別教育などを取得 等

4. 建退共掛金負担

協力会社の技能者について、CCUSに登録している場合は、**建退共掛金を全額負担**。

○鹿島建設 ○清水建設 ○竹中工務店 ○三井住友建設 等

CCUSの登録方法

CCUSの登録には、事業者登録と技能者登録が必要になります。また、登録申請にはインターネットによる登録方法と全国の認定登録期間における窓口申請があります。

登録方法

○事業者登録（インターネット申請）

- ①建設キャリアアップシステムHPから登録申請
- ②後日送付される請求書で事業者登録料の支払い
- ③建設キャリアアップシステム事業者情報登録の完了
事業者ID、管理者ID通知が登録責任者に送付されます。

一人親方の登録料金等

事業者登録料：一人親方は0円
管理者ID利用料：2,400円／年

→一人親方のCCUS利用に係る費用は、
1年で2,400円

登録に関するサポート体制

○認定登録機関（全国238箇所）

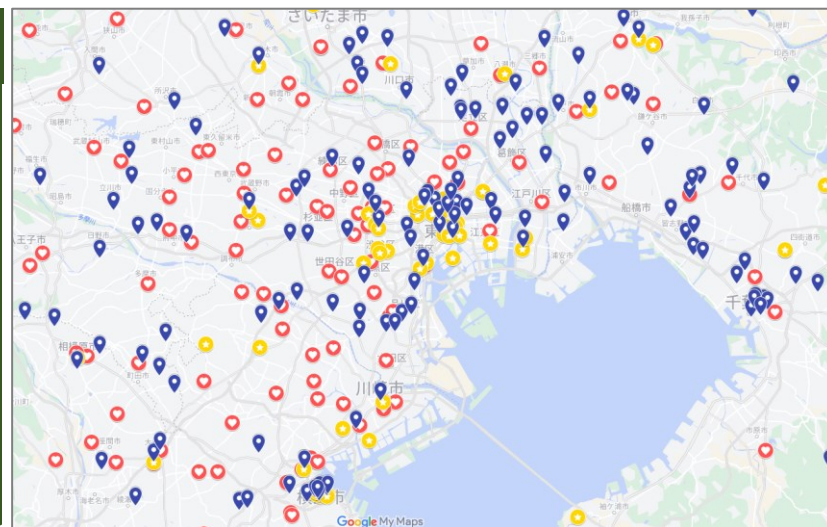
窓口にてCCUSの登録申請ができます。

○OCCUS認定アドバイザー（全国333名）

CCUSに関する専門的知識を習得した外部人材で、CCUSの登録や運用について、質問や相談に対応します。

○OCCUS登録行政書士（全国1,071名）

CCUSの登録に関する知識を習得し、代行申請ができます。



【参考】建設キャリアアップシステムHPの
「サポートマップ」（例：関東地方）

赤：認定登録機関 黄：認定アドバイザー 青：登録行政書士

登録に関して詳しくは
こちらをご覧ください



建設キャリアアップシステムHP

CCUS能力評価申請における経歴証明書の活用について

- CCUSの能力評価制度では、就業年数、職長・班長としての経験年数は、現場でのタッチ等により蓄積された、CCUSの就業履歴データにより評価することを原則としている。
- 一方で、CCUSに就業履歴を蓄積できる環境が整うまでの経過的な措置として、**令和11年3月31日まで**に能力評価の申請を行う場合には、**令和6年3月31日までの就業年数、職長・班長の経験年数**については、所属事業者等により作成された『**経歴証明書**』を利用することが可能（**令和6年4月以降分**については、**経歴証明書が利用できなくなる**）。
- **令和11年4月以降**は、令和6年3月31日以前分も含め、**すべての期間について、原則どおりCCUSの就業履歴データのみにより評価**する。

【段階的な移行】

起算点

R6.3.31

R11.4.1~

R6.3.31までに能力評価を申請する場合

経歴証明書の利用可

能力評価の申請

すべての期間の就業実績について、経歴証明書を利用できます

R6.4月からR11.3月末までに能力評価を申請する場合

経歴証明書の利用可

能力評価の申請

CCUSの就業履歴データのみ

R6.4月以降分の就業実績については、経歴証明書が使えなくなります

R11.4月以降に能力評価を申請する場合

CCUSの就業履歴データのみ

能力評価の申請

すべての期間の就業実績について、経歴証明書が使えなくなります

※経歴証明の起算点は、建設業に関する資格の取得年月日（CCUSに登録された情報）

フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
 - ②フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。

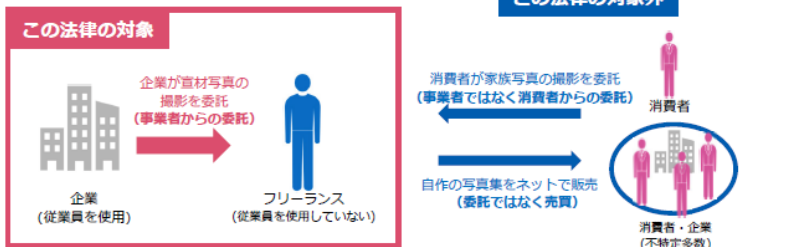
法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合

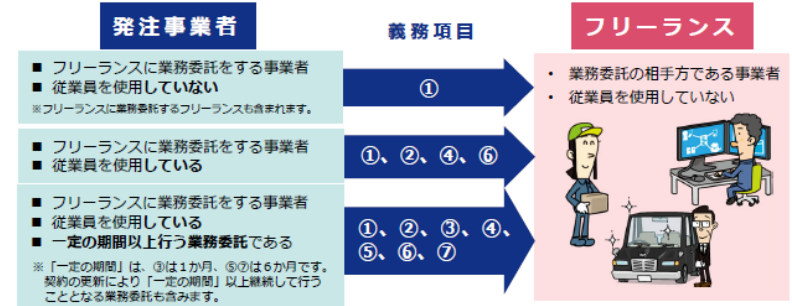


- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者を含みません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上」の雇用が見込まれる者が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

内閣官房 公正取引委員会 中小企業庁 厚生労働省

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買いたたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

- 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。
- 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

令和6年6月改訂 リーフレットNo.13

詳細については、以下のホームページをご確認ください。

- ・フリーランスの取引適正化に向けた公正取引委員会の取組（公正取引委員会HP）(https://www.jftc.go.jp/flaw_limited.html)
- ・フリーランス・事業者間取引適正化等法に関するQ&A（公正取引委員会HP）(https://www.jftc.go.jp/flaw_limited/flaw_qa.html)
- ・特設サイト(https://www.jftc.go.jp/freelancelaw_2024/)

事業者・一人親方の皆さまへ

2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・西アルギル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石綿障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

法令改正の主な内容

1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

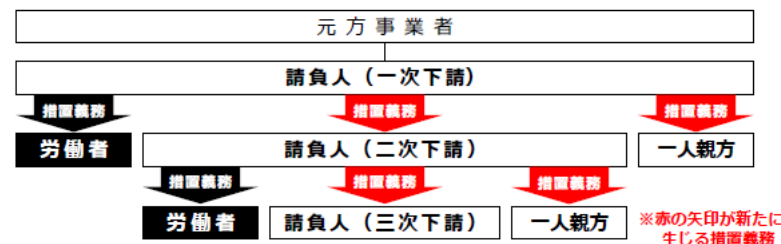
同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者には課されます。

周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
 - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
 - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
 - ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。

【参考資料①】一人親方に関する国土交通省の調査

- 一人親方本人と一人親方と取引する建設企業の2つの側面から、一人親方の働き方等の実態を把握

社会保険の加入と賃金の状況等に関する調査

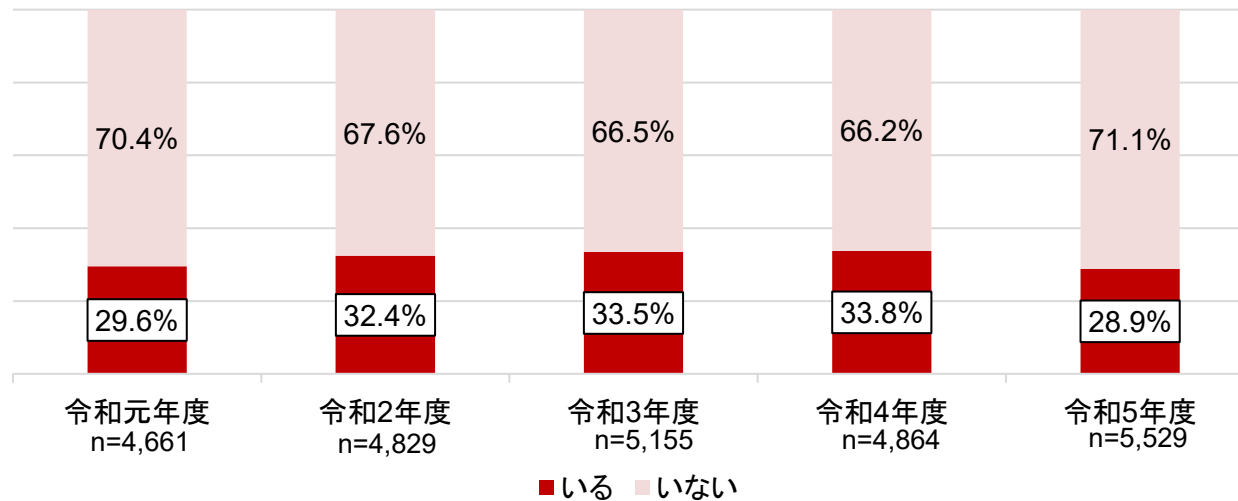
調査対象	建設業許可業者
調査方法	建設業許可業者 から無作為に抽出した30,000者に調査依頼を送付
調査期間	令和5年9月20日～令和5年10月23日
回答数	5,926件

一人親方の働き方に関する調査

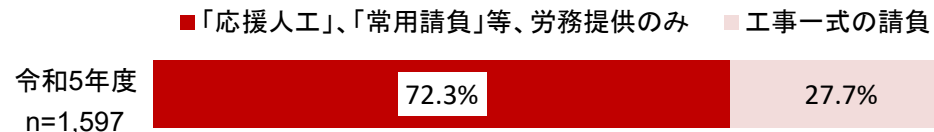
調査対象	建設業の 一人親方本人 （従業員を雇用していない個人事業主を想定）
調査方法	①CCUS処遇改善推進協議会の構成団体に対し、構成団体加盟企業から、取引する一人親方への調査協力依頼を要請 ②CCUSに技能者登録する一人親方への調査協力要請
調査期間	令和5年11月14日～令和6年1月18日
回答数	2,418件 ※回答があった3,246件から、従業員を雇用していない個人事業主の回答を抽出

- 常時もしくは継続的に従事する一人親方がいると回答した企業は約29%となっており、昨年度から微減
- 請負契約においては工事一式の依頼が適切であると考えられるが、約72%の企業が、一人親方に労務提供のみで仕事を依頼

常時もしくは継続的に従事する一人親方の有無



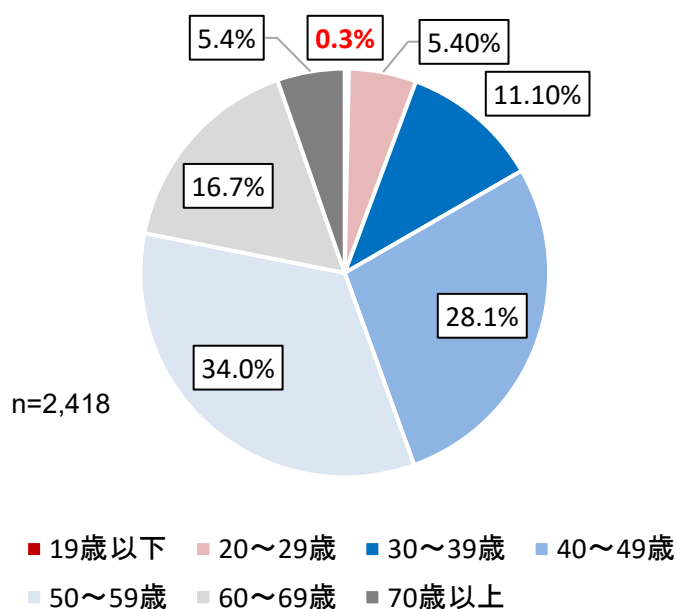
一人親方に対する仕事の依頼内容



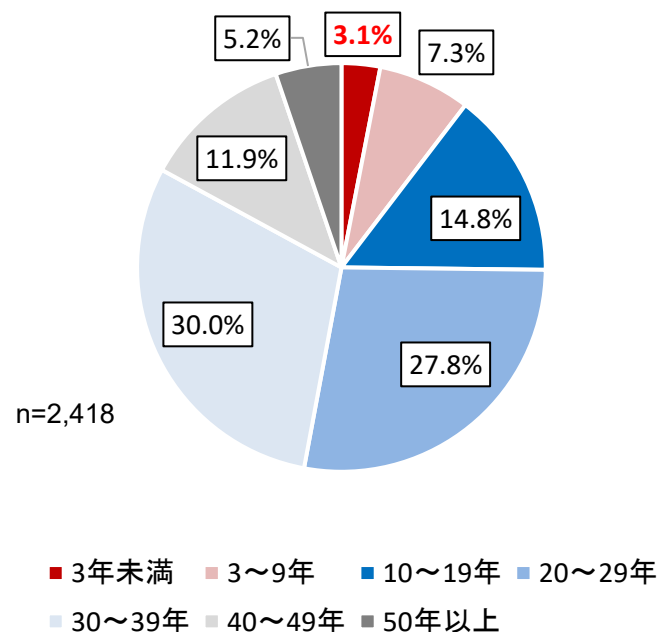
※常時もしくは継続的に従事する一人親方が「いる」と回答した企業のみ

- 社会保険の加入に関する下請け指導ガイドラインにおける「実態が雇用労働者であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせていることが疑われる例」に当てはまる、10代の一人親方の割合は0.3%、経験年数3年未満の一人親方の割合は3.1%

一人親方の年齢構成の割合

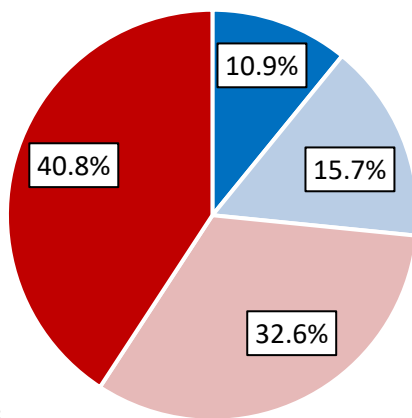


一人親方の経験年数の割合



- 約59%の一人親方がガイドラインがあることを認知しているが、内容まで知っているのは約27%
- 一人親方の働き方の実態を確認する際に活用することを求めているチェックリストの活用状況については、約14%が活用したことがあると回答し、約69%はチェックリストを知らないと回答

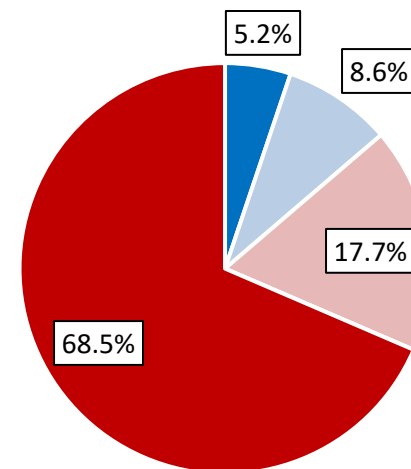
ガイドラインの認知度



n=2,418

- 内容について概ね知っている
- 内容について部分的に知っている
- あることは知っているが、内容は知らない
- あることを知らない

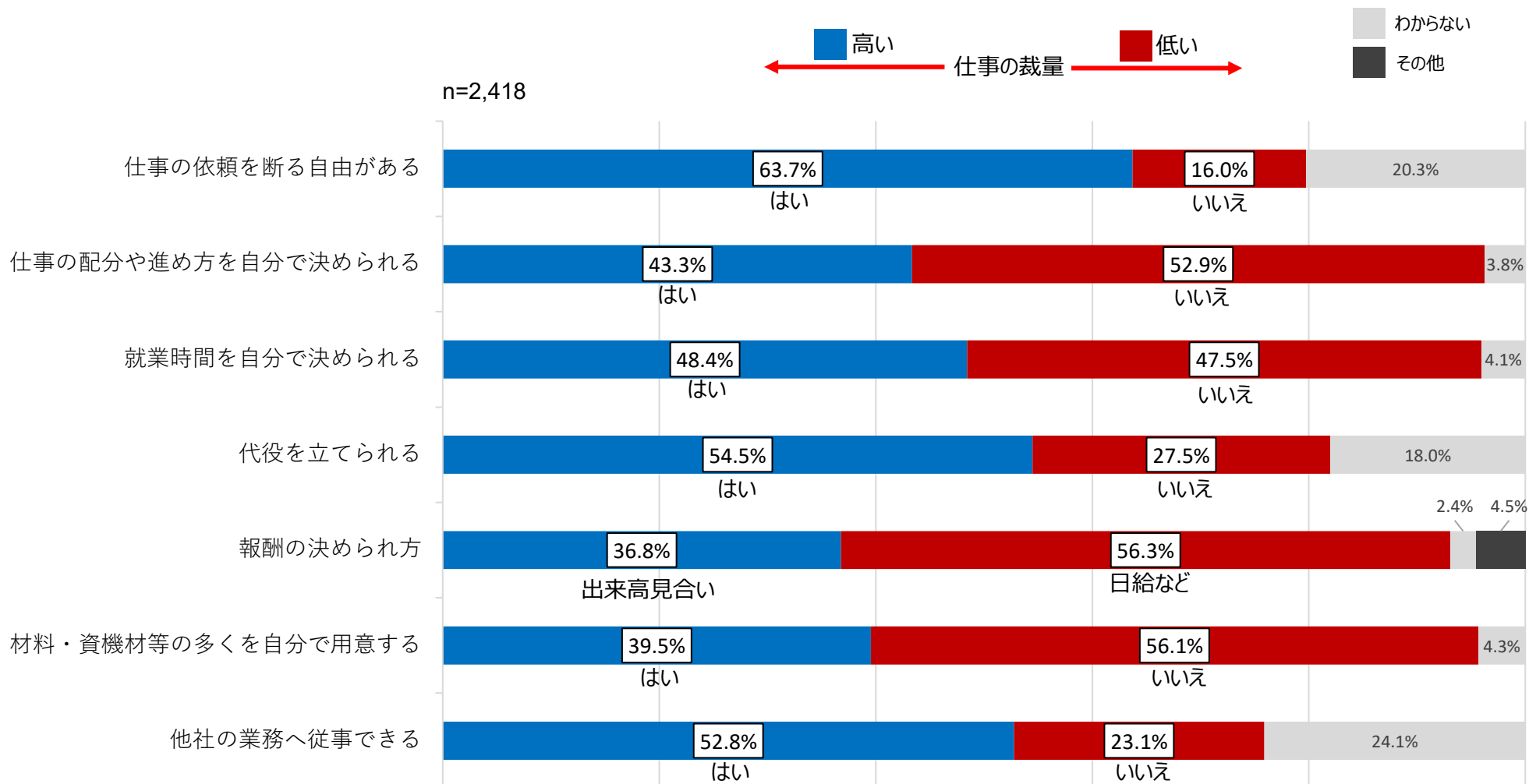
チェックリストの活用・認知状況



n=2,418

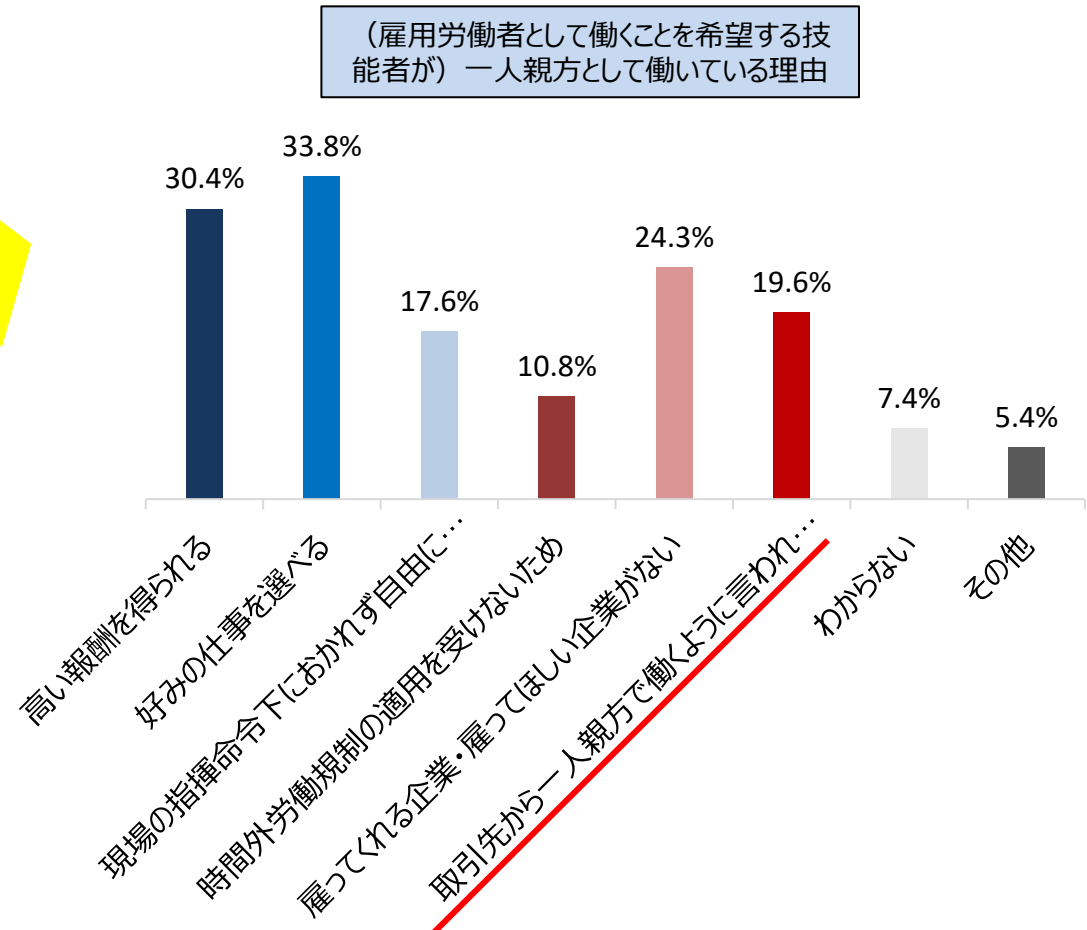
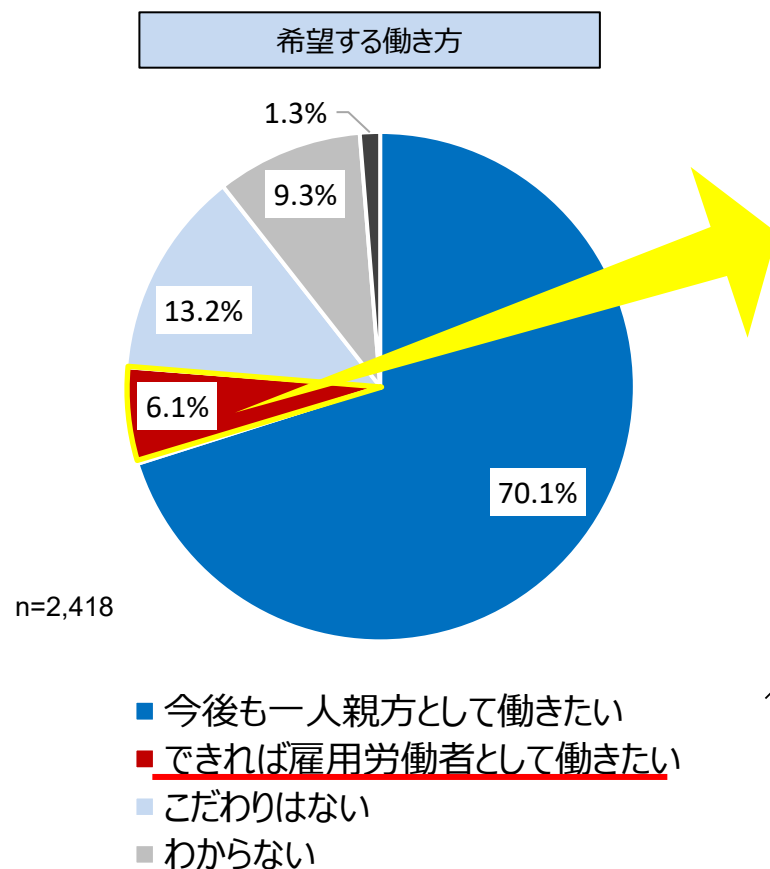
- ほとんどすべての工事で活用している
- 何度か利用したことがある
- 活用したことはないが、知っている
- 知らない

○ 働き方自己診断チェックリストによる確認を行ったところ、仕事の裁量が低い一人親方が一定数確認された。



※ チェックリストの確認項目「同種の雇用労働者と比較した報酬の額」については後掲

○ 雇用労働者として働くことを望む一人親方は約6%おり、そのうちの約20%が、一人親方として働く理由について、「取引先から一人親方として働くよう言われているため」と回答



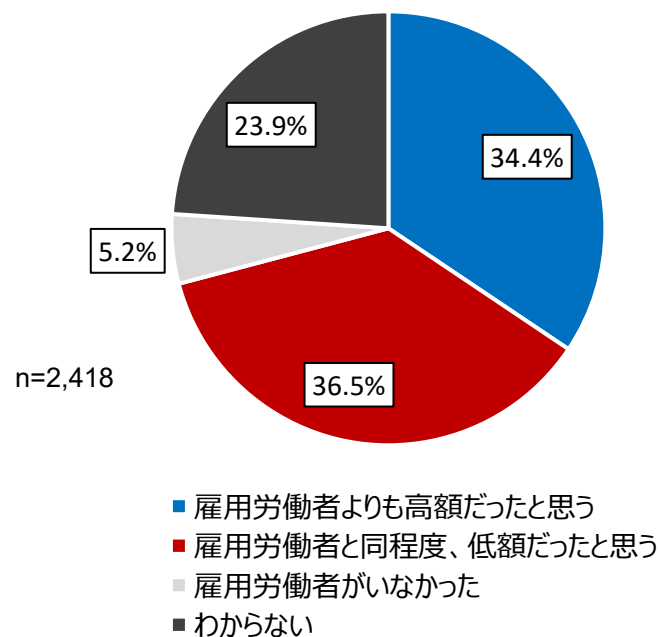
【一人親方本人を対象とした調査】

- 雇用労働者と比較して、一人親方には労災保険の特別加入や資機材等の必要経費がかかるが、自身の報酬が、同種の業務に従事する雇用労働者より高額であったとの回答は約34%

【建設企業を対象とした調査】

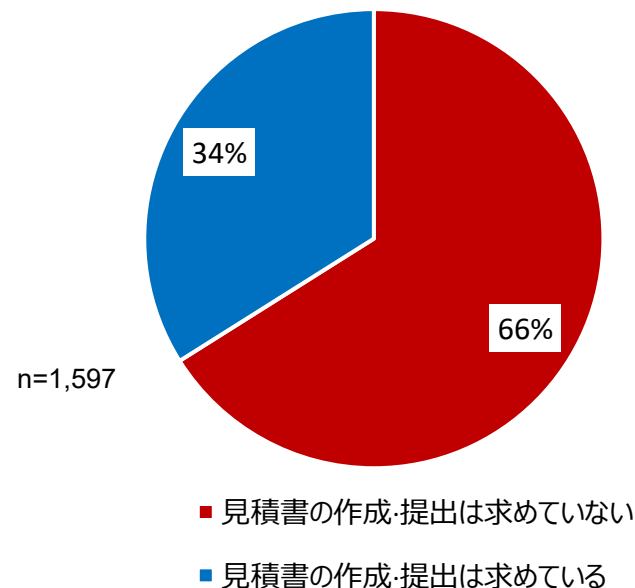
- 一人親方と契約する際に66%の業者が見積書の提出を求めていると回答

同種の雇用労働者との報酬の比較



出典：R5建設業の一人親方の働き方に関する調査

一人親方と契約するときに見積書の提出を求めているか



出典：社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査

【参考資料②】一人親方の取組に関する申合せ

建設業の一人親方問題に関する検討会の概要

社会保険加入・働き方改革規制逃れを目的とした一人親方化対策、一人親方の処遇改善対策等に関して実効性のある施策を検討するため、「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」（現「CCUS処遇改善推進協議会」）の下に、「**建設業の一人親方問題に関する検討会**」を設置し、学識経験者・建設業者団体等が協議を行うとともに、実効性ある施策のとりまとめ・推進を図る。

1. 検討会構成員

右記の通り

2. 主な検討内容

- 職種ごとの一人親方の実態把握
- 規制逃れを目的とした一人親方化対策
- 一人親方の処遇改善対策

等

3. 開催実績

- 第1回 令和2年6月25日
- 第2回 令和2年10月5日
- 第3回 令和3年12月24日
- 第4回 令和3年3月9日
(中間取りまとめ)
- 第5回 令和3年9月2日
- 第6回 令和4年3月9日
- 第7回 令和6年1月31日

構成員等

<有識者> (3)

- ・芝浦工業大学 建築学部建築学科 教授 蟹澤 宏剛
- ・東京大学 社会科学研究所 教授 水町 勇一郎
- ・筑波大学 ビジネスサイエンス系 教授 川田 琢之

<建設業者団体> (16)

- ・(一社) 日本建設業連合会
- ・(一社) 全国建設業協会
- ・(一社) 全国中小建設業協会
- ・(一社) 建設産業専門団体連合会
- ・(公社) 全国鉄筋工事業協会
- ・(一社) 住宅生産団体連合会
- ・全国管工事業協同組合連合会
- ・(一社) 全国建設室内工事業協会
- ・(一社) 日本機械土工協会
- ・(一社) JBN・全国工務店協会 (第4回から参画)
- ・全国建設労働組合総連合
- ・(一社) 日本型枠工事業協会
- ・(一社) 日本電設工業協会
- ・(一社) 日本鳶工業連合会
- ・(一社) 日本塗装工業会
- ・(一社) 日本左官業組合連合会

<オブザーバー> (3)

- ・厚生労働省 労働基準局 監督課
- ・厚生労働省 職業安定局 雇用開発企画課 建設・港湾対策室
- ・国土交通省 住宅局 住宅生産課 木造住宅振興室

<事務局>

- ・国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課

建設キャリアアップシステムの活用を通じて、社会保険加入の徹底、労務費及び法定福利費の確保、建退共の適正履行の確保をはじめとした技能者の更なる処遇改善を推進するため、「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を設置。 ※「建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会」を発展的改組

構成団体等（合計 106 団体）

学識経験者

蟹澤 宏剛 芝浦工業大建築学部教授 ◎

建設業団体(82団体)

(一財) 中小建設業住宅センター
(一社) 建設産業専門団体連合会 ○
(一社) 建築開口部協会
(一社) 住宅生産団体連合会
(一社) 消防施設工事協会
(一社) 情報通信エンジニアリング協会
(一社) 全国基礎工事業団体連合会
(一社) 全国クレーン建設業協会
(一社) 全国建行協
(一社) 全国建設業協会 ○
(一社) 東京建設業協会
(一社) 全国建設産業団体連合会
(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
(一社) 全国建設室内工事業協会
(一社) 全国タイル業協会
(一社) 全国ダクト工業団体連合会
(一社) 全国中小建設業協会
(一社) 全国中小建設工事業団体連合会
(一社) 全国鐵構工業協会
(一社) 全国道路標識・標示業協会
(一社) 全国特定法面保護協会
(一社) 全国防水工事業協会
(一社) 全日本瓦工事業連盟
(一社) 鉄骨建設業協会
(一社) 日本アンカー協会
(一社) 日本ウェルポイント協会
(一社) 日本ウレタン断熱協会
(一社) 日本運動施設建設業協会
(一社) 日本海上起重技術協会
(一社) 日本型枠工事業協会
(一社) 日本機械土工協会
(一社) 日本基礎建設協会

(一社) 日本橋梁建設協会
(一社) 日本金属屋根協会
(一社) 日本空調衛生工事業協会
(一社) 日本グラウト協会
(一社) 日本計装工業会
(一社) 日本建設業経営協会
(一社) 日本建設業連合会 ○
(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
(一社) 日本建設組合連合
(一社) 日本建築板金協会
(一社) 日本在来工法住宅協会
(一社) 日本左官業組合連合会
(一社) 日本サッシ協会
(一社) 日本シャッター・ドア協会
(一社) 日本潜水協会
(一社) 日本造園組合連合会
(一社) 日本造園建設業協会
(一社) 日本タイル煉瓦工事業会
(一社) 日本電設工業協会
(一社) 日本道路建設業協会
(一社) 日本塗装工業会
(一社) 日本葦工業連合会
(一社) 日本トンネル専門工事業協会
(一社) 日本内燃力発電設備協会
(一社) 日本配管工事業団体連合会
(一社) 日本保温保冷工業協会
(一社) 日本屋外広告業団体連合会
(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
(一社) ビルディング・オートメーション協会
(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会
(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
(一社) フローリング協会
(一社) マンション計画修繕施工協会

(公財) 建設業適正取引推進機構
(公社) 全国解体工事業団体連合会
(公社) 全国鉄筋工事業協会
(公社) 日本エクステリア建設業協会
全国圧接業協同組合連合会
全国板硝子工事協同組合連合会
全国管工事業協同組合連合会
全国建設業協同組合連合会
全国建設労働組合総連合 ○
全国建具組合連合会
全国ポンプ・圧送船協会
全国マスチック事業協同組合連合会
全日本板金工業組合連合会
ダイヤモンド工事業協同組合
日本外壁仕上業協同組合連合会
日本建設インテリア事業協同組合連合会
日本室内装飾事業協同組合連合会

建設業関係団体(8団体)

(一財) 建設業振興基金
建設業労働災害防止協会
(公財) 建設業福祉共済団
(公社) 全国ビルメンテナンス協会
全国社会保険労務士会連合会
独立行政法人勤労者退職金共済機構
日本行政書士会連合会
日本建設産業職員労働組合協議会

国土交通省

大臣官房会計課
大臣官房技術調査課
大臣官房官庁営繕部計画課
不動産・建設経済局建設業課
不動産・建設経済局建設振興課(事務局)

発注者団体(16団体)

(一社) 全国住宅産業協会
(一社) 日本ガス協会
(一社) 日本経済団体連合会
(一社) 日本建築士事務所協会連合会
(一社) 日本自動車工業会
(一社) 日本電機工業会
(一社) 日本民営鉄道協会
(一社) 不動産協会
(一社) 不動産流通経営協会
(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会
(公社) 全日本不動産協会
(公社) 日本建築家協会
(公社) 日本建築士会連合会
(公社) 日本建築積算協会
電気事業連合会
日本商工会議所

オブザーバー(地方関係団体)

全国市長会
全国知事会
全国町村会

行政関係機関

厚生労働省
労働基準局労働保険徴収課
職業安定局雇用保険課
職業安定局雇用開発企画課建設・港湾対策室
雇用環境・均等局勤労者生活課
保険局保険課全国健康保険協会管理室
年金局事業管理課
日本年金機構 厚生年金保険部

◎: 会長 ○: 副会長(4)

一人親方の取組に関する申合せ

- 「**規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策**」及び「**一人親方と建設企業の適正取引**」の推進を徹底するため、**令和6・7年度における取組**について、下記のとおり業界と**申し合わせる**。
- 令和8年度以降に「適正でない一人親方」の目安を策定することとし、そのための検討を進める。

一、規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策

【一人親方の実態把握・業界への情報共有】

- ・国土交通省は、働き方改革による労働時間規制逃れを目的としたものを含め、定期的に一人親方の実態把握を行い、適切に業界へ情報提供すること、労働安全衛生規則等の改正により、事業者が一人親方に危険・有害な作業を請け負わせる場合、その使用する労働者と同等の保護が図られるよう、適切な措置を実施することが義務付けられていることを周知すること、等により、規制逃れを目的とした一人親方化の進行を防止する。
- ・国土交通省は、規制逃れを目的とした一人親方化の問題に関して、「地方において理解が十分ではない」、「発注者においても理解していないケースがある」ことを踏まえて、一人親方本人・建設業者に加えて、発注者も対象に、地方部を重点的な対象として、説明会・リーフレット配布等を行う。

【チェックリストの活用による規制逃れの防止・是正】

- ・建設業団体は、一人親方が入場する現場において、ガイドラインで求めている**チェックリスト等**の活用を拡大するものとし、現行の活用率約2割を約5割に高めることを目指す。このため、国土交通省も、チェックリストが、一人親方が入場する全ての工事現場で活用されるよう、建設業団体を通じた周知に加え、CCUSに登録する一人親方本人に対して直接メールでの周知を行う。
- ・建設業団体は、チェックリスト等の活用の結果、規制逃れが疑われる一人親方について、下請け企業において、雇用契約の締結（社員化）が徹底されるよう、元請企業において、下請企業に対して雇用契約の徹底を促すとともに、改善が見られない場合は当該建設企業の現場入場を認めない取り扱いとするよう、取り組む。
- ・取組の徹底にあたっては、一人親方・下請企業だけでなく、元請企業・発注者・関係省庁も一体となって推進する。その際、国土交通省は、元請・下請企業に対し、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、労働関係法令の規制を逃れる目的で一人親方として請負契約を結ぶことがいわれる偽装請負に該当しうることを周知徹底する。
- ・国土交通省は労働者性の判断に関する問い合わせ対応の強化のため、厚生労働省と連携する。
- ・国土交通省は、取組の推進により、適正な一人親方まで排除されないことがないよう、適切な対応を業界へ周知するよう取り組む。

【適正な一人親方か否かの判断をしやすくするための検討】

- ・令和8年度以降に適正でない一人親方の目安を策定するため、検討を進める。その際、目安をCCUSレベル等の技能レベルによって示すこともあわせて検討し、国土交通省・建設業団体は、CCUSの能力評価を推進する。
- ・国土交通省は、CCUSの登録情報を活用して、チェックリスト等の確認を簡易に行うための措置を講じる。

一人親方の取組に関する申合せ(続き)

二、一人親方と建設企業の取引環境の適正化

【一人親方と建設企業の適正取引等の推進】

- ・建設業団体は、下請企業が必要経費等を十分含んだ請負代金で一人親方と契約するよう取り組むとともに、下請企業が一人親方と書面で契約するよう徹底する。
- ・国土交通省は、一人親方が、改正建設業法に基づき価格交渉を行い、必要経費等が含まれた適正な報酬を受け取れるよう、改正法の周知や相談体制の構築を含め、実効性の確保に取り組む。

【一人親方化に伴う得失を踏まえた慎重判断の徹底】

- ・国土交通省は、技能者が一人親方になるか否かを慎重に判断できるよう、たとえば一人親方となった場合と引き続き社員である場合の区分に応じ、年金を含む収入にどの程度の差異が出るかを試算できるソフトを提供するなど、一人親方になった場合のメリット・デメリットを技能者に分かりやすく示す。
- ・その上で、国土交通省及び建設業団体は、一人親方になろうとする技能者が、一人親方と社員の働き方の違いや一人親方化のメリット・デメリットを理解できるよう、技能者への説明等に取り組む。

【事業者による雇用維持や社員化に必要な法定福利費の支払徹底】

- ・国土交通省は、技能者の雇用維持や社員化に伴って必要となる法定福利費を適切に価格転嫁し、技能者を雇用する建設業者に法定福利費が行き渡るよう、改正建設業法に基づき、労務費に加えて法定福利費についても、確保・行き渡り策の対象とすることを検討する。
- ・法定福利費を内訳明示した見積書の提出率を現在よりも30%引き上げることを目指して、標準見積書の周知や活用促進を図る。

【平準化の徹底】

- ・国土交通省は、建設工事の繁閑に伴って技能者の稼働率低下が事業者の負担増とならないよう、特に取組が遅れている自治体工事などを対象に工期の平準化の取組を強化する。

- ・適正でない一人親方の目安を策定する。
- ・適正でない一人親方の目安に基づいて、規制逃れを目的とした一人親方化の防止・是正に取り組む。
- ・その他、令和6・7年度取引の進捗を踏まえて、取組を検討する。